

シナネンでんきビジネス B 料金表

目 次

1	適用対象となるお客さま.....	2
2	料金表の変更.....	2
3	料金単価に係る消費税等相当額.....	2
4	北海道エリアの電気料金.....	2
5	東北エリアの電気料金.....	2
6	東京エリアの電気料金.....	3
7	中部エリアの電気料金.....	3
8	北陸エリアの電気料金.....	3
9	関西エリアの電気料金.....	3
10	中国エリアの電気料金.....	4
11	四国エリアの電気料金.....	4
12	九州エリアの電気料金.....	4
13	日割計算の算定式.....	5
14	環境配慮料金.....	5
15	解約事務手数料.....	6
16	その他.....	6
附	則.....	6

シナネンでんきビジネス B 料金表

1 適用対象となるお客さま

このシナネンでんきビジネス B 料金表（以下「料金表」といいます。）は、当社の電気供給約款（低圧）（以下「約款」といいます。）第 15 条第(1)項に定める「シナネンでんきビジネス B」が適用されるお客さまに適用いたします。

2 料金表の変更

- (1) 当社は、約款第 2 条の規定に従い、この料金表を変更することがあります。
- (2) 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この料金表を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。

3 料金単価に係る消費税等相当額

この料金表の料金単価は、消費税等相当額を含んだ単価を記載しております。

4 北海道エリアの電気料金

従量電灯 B 相当の契約となります。

基本料金	契約電流 10 アンペアにつき	290 円 00 銭
電力量料金	最初の 150 キロワット時までの 1 キロワット時につき	46 円 71 銭
	150 キロワット時をこえ 450 キロワット時までの 1 キロワット時につき	45 円 51 銭
	450 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	44 円 51 銭
調達調整単価	1 キロワット時につき	5 円 00 銭

5 東北エリアの電気料金

従量電灯 B 相当の契約となります。

基本料金	契約電流 10 アンペアにつき	328 円 00 銭
電力量料金	最初の 150 キロワット時までの 1 キロワット時につき	47 円 94 銭
	150 キロワット時をこえ 450 キロワット時までの 1 キロワット時につき	46 円 54 銭
	450 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	45 円 64 銭

調達調整単価	1キロワット時につき	3円29銭
--------	------------	-------

6 東京エリアの電気料金

従量電灯 B 相当の契約となります。

基本料金	契約電流 10 アンペアにつき	244円00銭
電力量料金	最初の 150 キロワット時までの 1 キロワット時につき	38円59銭
	150 キロワット時をこえ 450 キロワット時までの 1 キロワット時につき	37円19銭
	450 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36円29銭
調達調整単価	1キロワット時につき	6円00銭

7 中部エリアの電気料金

従量電灯 B 相当の契約となります。

基本料金	契約電流 10 アンペアにつき	244円00銭
電力量料金	最初の 150 キロワット時までの 1 キロワット時につき	34円30銭
	150 キロワット時をこえ 450 キロワット時までの 1 キロワット時につき	32円90銭
	450 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	32円00銭
調達調整単価	1キロワット時につき	3円97銭

8 北陸エリアの電気料金

従量電灯 B 相当の契約となります。

基本料金	契約電流 10 アンペアにつき	206円00銭
電力量料金	最初の 150 キロワット時までの 1 キロワット時につき	38円16銭
	150 キロワット時をこえ 450 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36円76銭
	450 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	35円86銭
調達調整単価	1キロワット時につき	4円02銭

9 関西エリアの電気料金

従量電灯 B 相当の契約となります。

基本料金	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	337円00銭
------	---------------------	---------

電力量料金	最初の 150 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 70 銭
	150 キロワット時をこえ 450 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 30 銭
	450 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24 円 40 銭
調達調整単価	1 キロワット時につき	5 円 00 銭

10 中国エリアの電気料金

従量電灯 B 相当の契約となります。

基本料金	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	365 円 00 銭
電力量料金	最初の 150 キロワット時までの 1 キロワット時につき	42 円 00 銭
	150 キロワット時をこえ 450 キロワット時までの 1 キロワット時につき	40 円 60 銭
	450 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	39 円 70 銭
調達調整単価	1 キロワット時につき	0 円 00 銭

11 四国エリアの電気料金

従量電灯 B 相当の契約となります。

基本料金	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	318 円 00 銭
電力量料金	最初の 150 キロワット時までの 1 キロワット時につき	41 円 69 銭
	150 キロワット時をこえ 450 キロワット時までの 1 キロワット時につき	40 円 29 銭
	450 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	39 円 39 銭
調達調整単価	1 キロワット時につき	0 円 00 銭

12 九州エリアの電気料金

従量電灯 B 相当の契約となります。

基本料金	契約電流 10 アンペアにつき	253 円 00 銭
電力量料金	最初の 150 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 43 銭
	150 キロワット時をこえ 450 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 03 銭
	450 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25 円 13 銭

	き	
調達調整単価	1キロワット時につき	0円00銭

13 日割計算の算定式

日割計算の算定式は、次のとおりとします。

① 基本料金を日割りする場合

$$1\text{ヶ月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$$

ただし、約款第19条ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}} \text{は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{とします。}$$

② 従量電灯等の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第1段階適用電力量} = 150\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、150キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階適用電力量} = 450\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、150キロワット時をこえ450キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ただし、約款第19条ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}} \text{は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{とします。}$$

14 環境配慮料金

環境配慮メニュー契約要綱に基づき、本料金表に記載の契約種別に付帯するプランは次のとおりとします。

実質再エネ比率メニューまたは排出 係数メニュー	1キロワット時につき	要綱に基づきお客さまとの 協議によって決定する
あかりの森プロジェクト料金	1キロワット時につき	0円10銭

15 解約事務手数料

約款第40条第(5)項に定める解約事務手数料は、別途定めのない限り次の金額といたします。

1 電気需給契約につき	3,300円
-------------	--------

16 その他

この料金表に定めのない事項については、約款に定めるところによるものといたします。

附 則

1 料金表の実施期日

この料金表は、令和5年4月1日から実施いたします。